

# 北九州市内に太陽光発電施設を設置する方へ

## ◆「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を活用し、適切な環境配慮を行いましょ

太陽光発電施設の設置に伴い、土砂や濁水が流出する、景観を損ねるなどの環境影響が生じたり、周辺住民の方への説明不足によりトラブルが起きるなどの問題が全国で発生しています。

そこで、北九州市は令和2年3月に、事業者が自主的な環境配慮を行うための手引きとして、小規模太陽光発電施設\*を対象とした「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を作成しました。

このガイドラインでは、太陽光発電施設設置にあたって、環境に影響を与えるおそれがあるかどうか、また、どのような対策が必要であるかをチェックリスト形式で確認することができます。

\*環境影響評価法や北九州市環境影響評価条例の対象とならない  
出力10キロワット以上の事業用太陽光発電施設（屋根置きは除く）

\*出力が3万キロワット以上又は面積が50ヘクタール以上の太陽光発電所を設置する場合は、環境影響評価手続きが必要です。

ガイドラインは下記のホームページから閲覧・ダウンロードできます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/00600379.html>

## ◆事業計画について、事前に北九州市へご相談ください

太陽光発電施設を設置予定の方は、計画の早い段階で北九州市（再生可能エネルギー導入推進課）へご相談をお願いします。

北九州市から、必要な届出や設備の設置基準、事前の環境配慮が必要な事項などをお伝えします。

### ★★ご連絡・お問い合わせ先★★

北九州市環境局（北九州市小倉北区城内 1-1）

○太陽光発電に関する総合窓口

再生可能エネルギー導入推進課

（TEL：093-582-2238）



○太陽光発電のガイドライン、環境影響評価、環境保全に関すること

環境監視課（TEL：093-582-2290）